

平成 31 年度「子どもの貧困対策部会」の運営について

■平成 30 年度の体制

子どもの貧困対策部会において、2つの計画について審議をいただいている。

子ども施策審議会 子どもの貧困対策部会（委員 7 名）
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画（以下「子どもの貧困対策計画」）の進行管理及び検証・改善に関すること。 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画（以下「ひとり親家庭等自立促進計画」）の策定及び同計画の推進についての重要事項に関すること。

■平成 31 年度の体制（案）

平成 31 年度は、2つの計画の最終年度であり、いずれも次期計画の策定が必要となることから、それぞれの分野に精通している学識経験者や関係団体に審議をいただくため、部会内に各計画にかかるワーキンググループを設置し、審議をいただく。

子ども施策審議会 子どもの貧困対策部会（委員 14 名）	
子どもの貧困対策計画策定 WG （委員 7 名）	ひとり親家庭等自立促進計画策定 WG （委員 11 名）
「子どもの貧困対策計画」の進行管理及び検証・改善に関すること。	「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定及び同計画の推進についての重要事項に関すること。

※委員のうち4名は、2つのWGに兼任していただく。

«平成 31 年度のスケジュール（予定）»

子どもの貧困対策計画策定 WG		ひとり親家庭等自立促進計画策定 WG	
6月頃	【第1回】 計画たたき素案に基づく検討	5月頃	【第1回】 アンケート調査内容、進め方等の検討
8月頃	【第2回】 計画たたき台に基づく検討	11月頃	【第2回】 調査結果の分析、計画（案）の検討
11月頃	【第3回】 計画（素案）作成	2月頃	【第3回】 計画（案）作成